

公 示 公 告

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

- 1 件名 平成 2 6 年度一般会計歳入予算概算見積書ほかの製造
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：平成 2 6 年度一般会計歳入予算概算見積書ほかの製造

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、平成26年度一般会計歳入予算概算見積書ほかの製造（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 平成26年度一般会計歳入予算概算見積書ほかの製造

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成25年7月31日（水）午後5時（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(4) 契約金額（契約単価）及び見積方法等

ア 別添「仕様書」に記載の各品名（計6点）の1頁あたりの金額（単価＝小数点以下第4位まで可）とする。

よって、見積書には、各品名（計6点）ともに、『品名、印刷部数、予定頁数、1頁あたりの単価（小数点以下第4位まで可）、金額』を記載すること。

イ 1品名における金額（消費税別）の算出方法

印刷部数×予定頁数×1頁あたりの単価（小数点以下第4位まで可）（消費税別）

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2(3)アイのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

- (1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。
- (2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

- (1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

印刷物仕様書 1

事 項	仕 様
品 名	①平成26年度概算要求書(説明資料編)第1分冊
	②平成26年度概算要求書(説明資料編)第2分冊
	③平成26年度概算要求書(説明資料編)抜き刷り
規 格	■A4判・□A5判・□B4判・□B5判・□その他
校 正 者	最高裁判所経理局主計課
納 期	平成25年8月29日(木)
版 下	□全て支給・■事業者作成(データ支給 □可・■不可)
	全ての頁について、見本原稿と同じ書体で文字入力又はスキャニングによるデータ取込を実施すること。 表紙等の活字の指定は、見本及び印刷原稿によるほか、最高裁判所の指示を受けるものとする。
数 量	品名①及び② 各46部、 ③ 421部
予定頁数	品名① 450頁
	品名② 480頁
	品名③ 27,964頁
見 本	■有・□無
印刷方法	□オフセット・■ダイレクト・□フォーム・■その他(両面印刷)
刷 色	■墨 □カラー □その他()
製 本	品名①及び② くすみ製本(無線綴じ)+背表紙レザック張り44部、製本無し2部
	品名③ ホチキス止め
校 正	受注者の持参原稿とし、校正回数は1回とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うものとする。
紙 質	品名①及び②の表紙 再生上質紙135kg
	品名①及び②の中表紙、③の表紙 色上質紙(中厚口)
	本文 中質紙36.5kg
備 考	① 納期は、必ず厳守すること(出稿予定日：平成25年8月19日)。
	② 表紙及び通しページ数については、見本原稿をもとに受注者が作成すること。
	③ 本件に関し、業務上知り得た秘密の一切は他に漏らしてはならない。
	④ 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え、追加及び修正等の作業については、速やかに対応すること。
	⑤ 受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。
	⑥ 成果物の納入の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。
	⑦ 本仕様書に記載されていない事項については、すべて最高裁判所の指示に従うこと。
	⑧ 前各号について、疑義が生じた場合は、最高裁判所の指示を受けるものとする。 なお、本件印刷物の著作権は最高裁判所に帰属するものとする。

印刷物仕様書 2

事項	仕様
品名	④平成26年度一般会計歳入予算概算見積書(現金収入)
	⑤平成26年度一般会計歳入予算概算見積書(印紙収入)
規格	■A4判・□A5判・□B4判・□B5判・□その他
校正者	最高裁判所経理局主計課
納期	平成25年8月29日(木)
版下	□全て支給・■事業者作成(データ支給 □可・■不可)
	全ての頁について、見本原稿と同じ書体で文字入力又はスキャニングによるデータ取込を実施すること。
	表紙等の活字の指定は、見本及び印刷原稿によるほか、最高裁判所の指示を受けるものとする。
数量	④及び⑤各25部
予定頁数	品名④ 26頁
	品名⑤ 48頁
見本	■有・□無
印刷方法	□オフセット・■ダイレクト・□フォーム・■その他(片面印刷)
刷色	■墨 □カラー □その他()
製本	クロス巻き、ホチキス止め
校正	受注者の持参原稿とし、校正回数は1回とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うものとする。
紙質	表紙 再生上質紙70.5kg
	中表紙 色上質紙(中厚口)
	本文 中質紙36.5kg
備考	① 納期は、必ず厳守すること(出稿予定日：平成25年8月19日)。
	② 表紙及び通しページ数については、見本原稿をもとに受注者が作成すること。
	③ 本件に関し、業務上知り得た秘密の一切は他に漏らしてはならない。
	④ 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え、追加及び修正等の作業については、速やかに対応すること。
	⑤ 受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。
	⑥ 成果物の納入の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。
	⑦ 本仕様書に記載されていない事項については、すべて最高裁判所の指示に従うこと。
	⑧ 前各号について、疑義が生じた場合は、最高裁判所の指示を受けるものとする。 なお、本件印刷物の著作権は最高裁判所に帰属するものとする。

印刷物仕様書 3

事項	仕様
品名	⑥平成26年度歳出概算要求書(三段表)
規格	■A4判・□A5判・□B4判・□B5判・□その他
校正者	最高裁判所経理局主計課
納期	平成25年8月29日(木)
版下	□全て支給・■事業者作成(データ支給 □可・■不可)
	全ての頁について、見本原稿と同じ書体で文字入力又はスキャニングによるデータ取込を実施すること。 表紙等の活字の指定は、見本及び印刷原稿によるほか、最高裁判所の指示を受けるものとする。
数量	113部
予定頁数	142頁
見本	■有・□無
印刷方法	□オフセット・■ダイレクト・□フォーム・■その他(両面印刷)
刷色	■墨 □カラー □その他()
製本	ホチキス止め
校正	受注者の持参原稿とし、校正回数は1回とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うものとする。
紙質	表紙及び本文 中質紙36.5kg
備考	① 納期は、必ず厳守すること(出稿予定日：平成25年8月19日)。
	② 表紙及び通しページ数については、見本原稿をもとに受注者が作成すること。
	③ 本件に関し、業務上知り得た秘密の一切は他に漏らしてはならない。
	④ 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え、追加及び修正等の作業については、速やかに対応すること。
	⑤ 受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。
	⑥ 成果物の納入の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。
	⑦ 本仕様書に記載されていない事項については、すべて最高裁判所の指示に従うこと。
	⑧ 前各号について、疑義が生じた場合は、最高裁判所の指示を受けるものとする。 なお、本件印刷物の著作権は最高裁判所に帰属するものとする。